

# 青森県報

第三千二百十九号

平成二十二年  
四月二日

(金曜日)

## 目次

### 告 示

障害者自立支援法による自立支援医療機関の指定……………	(障害福祉課) ……
障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定の辞退……………	(同) ……
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による応急入院指定病院の指定……………	(同) ……
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十三条の四第二項後段に規定する措置を採ることができる応急入院指定病院の指定……………	(同) ……
障害者の雇用の促進等に関する法律第三十四条に規定する業務を行う者の指定……………	(労政・能力開発発課) ……
道路の区域の変更……………	(道路課) ……
大間港臨港地区の決定……………	(港湾空港課) ……
雑 報	
平成二十一年度青森県新産業都市建設事業団一般事業会計補正予算(第二号)ほか四件及び平成二十二年青森県新産業都市建設事業団一般管理会計予算ほか五件の要領……………	(新産業都市建設事業団) ……

## 告

## 示

### 青森県告示第二百四十号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十二年四月二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人 正恵会石田温泉病院	上北郡おいらせ町上前田二の一	平成三〇・四・一

### 青森県告示第二百四十一号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関(精神通院医療)がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

平成二十二年四月二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
高橋薬局	むつ市大畑町新町九五の二	平成三〇・四・一

### 青森県告示第二百四十二号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)第三十三条の四第一項の規定により、応急入院指定病院を次のとおり指定した。

平成二十二年四月二日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	所在地	指定年月日	指定期限
弘前愛成会病院	弘前市大字北園一丁目六の二	平成三〇・四・一	平成三〇・三・三
青南病院	八戸市大字田面木字赤坂一六の三	"	"
松平病院	八戸市大字新井田字出口平一七	"	"

青森県告示第百四十三号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第三十三條の四第二項後段に規定する措置を採ることができる応急入院指定病院を次のとおり指定した。

平成二十二年四月二日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	所在地	指定年月日	指定期限
青南病院	八戸市大字田面木字赤坂一六の三	平成三〇・四・一	平成三〇・三・三

青森県告示第百四十四号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第三十三條の規定により、次のとおり同法第三十四條に規定する業務を行う者を指定したので、同法第三十五條において準用する同法第二十七條第二項の規定により公示する。

平成二十二年四月二日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	住所	事務所の所在地	指定に係る地域	指定年月日
財団法人こころすこやか財団	八戸市大字田面木字赤坂一六の三	三沢市本町二丁目六二の九	十和田市、三沢市、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町及び六ヶ所村の区域	平成二十二年四月二日

青森県告示第百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八條第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十二年五月一日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月二日

青森県知事 三 村 申 吾

図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間	変更の前後別			備考
				前	後	後	
1	国道	三三三八号	下北郡東通村大字田屋字鍋形五の一から下北郡東通村大字田屋字川流二〇の一まで	一三・五〇メートルから	一三・五〇メートルから	一三・五〇メートルまで	

公 告

大間港臨港地区の決定

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十八条第一項の規定により、大間港の臨港地区を定めたので、同条第八項の規定により、次のとおり公告し、当該臨港地区の区域を縦覧に供する。

平成二十二年四月二日

大間港港湾管理者 青 森 県  
代表者 青森県知事 三 村 申 吾

一 臨港地区の区域

1 場所

下北郡大間町大字大間字根田内、字細間、字大間、字下手道、字割石及び字大間平の各一部

2 区域

(一) 根田内地区

次の各基点を順次に結んだ線、基点一から三三〇度二五分三八秒に引いた線、基点二から三〇一度〇五分三八秒に引いた線及び水際線に囲まれた区域。

基点一 下道三角点（北緯四一度三一分〇二秒東経一四〇度五四分一九秒）

から三三二度五四分一〇秒九一七・八メートルの地点

基点二 基点一から七四度四八分三九秒二二三・九メートルの地点

基点三 基点二から八八度一二分〇七秒一〇・六メートルの地点

基点四 基点三から一七度一〇分三三秒二・〇メートルの地点

基点五 基点四から一三〇度四七分〇九秒六五・一メートルの地点

基点六 基点五から四一度五九分〇六秒六八・六メートルの地点

基点七 基点六から三三〇度三九分四四秒一〇・七メートルの地点

基点八 基点七から二二二度〇〇分一秒二七・八メートルの地点

基点九 基点八から二三八度〇八分一八秒一四・二メートルの地点

基点一〇 基点九から二二九度三七分四七秒三・八メートルの地点

(二) 大間地区

次の各基点を順次に結んだ線、基点一から三〇一度〇五分三八秒に引いた線、基点三四から二七六度三八分五八秒に引いた線及び水際線に囲まれた区域。ただし、河川区域を除く。

基点一 下道三角点（北緯四一度三一分〇二秒東経一四〇度五四分一九秒）

から三五一度〇一分二九秒一〇九六・八メートルの地点

基点二 基点一から三九度三六分三九秒一八・五メートルの地点

基点三 基点二から二九度〇六分二秒九二・八メートルの地点

基点四 基点三から一六度〇〇分四〇秒四八・八メートルの地点

基点五 基点四から三九度一〇分二七秒六一・七メートルの地点

基点六 基点五から五九度一九分四六秒一一・三メートルの地点

基点七 基点六から九二度一四分三七秒四八・一メートルの地点

基点八 基点七から一五二度四二分四三秒六・八メートルの地点

基点九 基点八から一一一度四九分四五秒三八・四メートルの地点

基点一〇 基点九から一八八度三六分四四秒五〇・六メートルの地点

基点一一 基点一〇から六三度三七分三三秒二四・一メートルの地点

基点一二 基点一一から三四二度〇三分三七秒二九・七メートルの地点

基点一三 基点一二から六九度五五分一二秒四一・一メートルの地点

基点一四 基点一三から一五七度〇六分二二秒三・三メートルの地点

(三)

割石地区

次の各基点を順次に結んだ線、基点一から二七八度〇四分一七秒に引いた線

- 基点一 日和山三角点(北緯四一度三一分五四秒東経一四〇度五四分三六秒)から三三三〇度四三分四一秒一三六・六メートルの地点
- 基点二 基点一から二度二五分一七秒六・四メートルの地点
- 基点三 基点二から二七七度〇九分五四秒三三・〇メートルの地点
- 基点四 基点三から〇度五九分三〇秒一・七メートルの地点
- 基点五 基点四から二七七度二三分〇九秒八三・六メートルの地点
- 基点六 基点五から一四度四二分〇一秒六六・二メートルの地点
- 基点七 基点六から三一七度二七分〇一秒一六四・〇メートルの地点
- 基点八 基点七から一三度四七分四八秒七六・七メートルの地点

(四)

鳥の間地区

次の各基点を順次に結んだ線及び基点一と基点二〇とを結んだ線により囲まれた区域。

- 基点一 日和山三角点(北緯四一度三一分五四秒東経一四〇度五四分三六秒)から三五八度一四分三秒一〇三九・八メートルの地点
- 基点二 基点一から三〇六度二三分四三秒一〇・六メートルの地点
- 基点三 基点二から三三七度一〇分三〇秒三五・〇メートルの地点
- 基点四 基点三から六七度一〇分三六秒四・五メートルの地点
- 基点五 基点四から三三七度三一分三七秒九・三メートルの地点
- 基点六 基点五から五七度四五分一五秒一六・九メートルの地点
- 基点七 基点六から一四五度五一分五六秒五〇・〇メートルの地点
- 基点八 基点七から一六度二三分五八秒七九・九メートルの地点
- 基点九 基点八から二四度〇四分二九秒九・七メートルの地点
- 基点一〇 基点九から三〇五度〇九分二〇秒一〇・〇メートルの地点
- 基点一一 基点一〇から三四度〇〇分三秒二〇・五メートルの地点
- 基点一二 基点一一から四〇度三〇分一七秒三〇・〇メートルの地点
- 基点一三 基点一二から四二度五一分〇三秒二二・六メートルの地点
- 基点一四 基点一三から二〇度四二分五一秒一三三・七メートルの地点
- 基点一五 基点一四から三五一度三一分二七秒一四・〇メートルの地点
- 基点一六 基点一五から三五九度五二分三九秒一〇・八メートルの地点
- 基点一七 基点一六から八九度一八分三五秒二二・二メートルの地点
- 基点一八 基点一七から一八一度五三分二五秒六二・八メートルの地点
- 基点一九 基点一八から一九一度五三分一七秒四七・一メートルの地点
- 基点二〇 基点一九から二一九度五一分一四秒一一七・八メートルの地点

3 面積

一一・九六ヘクタール

二 縦覧場所

青森県土整備部港湾空港課  
下北地域県民局地域整備部

雑 報

青森県事業団公告第一号

平成二十二年三月青森県新産業都市建設事業団理事会第百八十五回定例会の議を経た平成二十一年度青森県新産業都市建設事業団一般事業会計補正予算(第二号)ほか四件及び平成二十二年青森県新産業都市建設事業団一般管理会計予算ほか五件の要領を地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第三百九条第三項の規定により次のとおり公表する。

平成二十二年四月二日

青森県新産業都市建設事業団

理事長 三 村 申 吾

平成21年度青森県新産業都市建設事業団一般事業会計補正予算(第2号)

平成21年度青森県新産業都市建設事業団一般事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19,631千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業収入		千円 19,625	千円 6	千円 19,631
	1 臨海収入	12,674	8	12,682
	2 市川収入	6,947	△1	6,946
	3 百石収入	4	△1	3
歳入合計		19,625	6	19,631

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業支出		千円 19,625	千円 6	千円 19,631
	1 臨海事業費	12,674	8	12,682
	2 市川事業費	6,947	△1	6,946
	3 百石事業費	4	△1	3
歳出合計		19,625	6	19,631

## 平成21年度青森県新産業都市建設事業団金矢工業用地造成事業会計補正予算（第3号）

## (総 則)

第1条 平成21年度青森県新産業都市建設事業団金矢工業用地造成事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

## (収益的収入及び支出)

第2条 平成21年度青森県新産業都市建設事業団金矢工業用地造成事業会計予算第2条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
収 入			
第1款 事業収益	519,296千円	263,149千円	256,147千円
第1項 営業収益	260,940千円	260,940千円	0千円
第2項 営業外収益	258,356千円	2,209千円	256,147千円
支 出			
第1款 事業費用	114,690千円	94,157千円	20,533千円
第1項 営業費用	114,306千円	94,157千円	20,149千円

## (資本的収入及び支出)

第3条 平成21年度青森県新産業都市建設事業団金矢工業用地造成事業会計予算第3条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
支 出			
第1款 資本的支出	3,000,000千円	3,000,000千円	0千円
第1項 長期借入金償還金	3,000,000千円	3,000,000千円	0千円

## 平成21年度青森県新産業都市建設事業団桔梗野工業用地造成事業会計補正予算（第2号）

## (総 則)

第1条 平成21年度青森県新産業都市建設事業団桔梗野工業用地造成事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

## (収益的収入及び支出)

第2条 平成21年度青森県新産業都市建設事業団桔梗野工業用地造成事業会計予算第2条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
収 入			
第1款 事業収益	79,963千円	78,942千円	1,021千円
第1項 営業収益	79,956千円	79,956千円	0千円
第2項 営業外収益	7千円	1,014千円	1,021千円
支 出			
第1款 事業費用	105,864千円	35,686千円	70,178千円
第1項 営業費用	44,397千円	43,625千円	772千円
第2項 営業外費用	61,467千円	7,939千円	69,406千円

## 平成21年度青森県新産業都市建設事業団百石住宅用地造成事業会計補正予算 (第2号)

## (総 則)

第1条 平成21年度青森県新産業都市建設事業団百石住宅用地造成事業会計補正予算 (第2号) は、次に定めるところによる。

## (収益的収入及び支出)

第2条 平成21年度青森県新産業都市建設事業団百石住宅用地造成事業会計予算第2条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
収 入			
第1款 事業収益	148,779千円	39,759千円	109,020千円
第1項 営業収益	48,710千円	40,059千円	8,651千円
第2項 営業外収益	100,069千円	300千円	100,369千円
支 出			
第1款 事業費用	38,156千円	29,951千円	8,205千円
第1項 営業費用	38,087千円	29,951千円	8,136千円

## 平成21年度青森県新産業都市建設事業団八戸北インター工業用地造成事業会計補正予算 (第1号)

## (総 則)

第1条 平成21年度青森県新産業都市建設事業団八戸北インター工業用地造成事業会計補正予算 (第1号) は、次に定めるところによる。

## (収益的収入及び支出)

第2条 平成21年度青森県新産業都市建設事業団八戸北インター工業用地造成事業会計予算第2条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
収 入			
第1款 事業収益	429,546千円	426,579千円	2,967千円
第1項 営業収益	429,540千円	429,540千円	0千円
第2項 営業外収益	6千円	2,961千円	2,967千円
支 出			
第1款 事業費用	302,927千円	254,582千円	48,345千円
第1項 営業費用	262,469千円	261,863千円	606千円
第2項 営業外費用	40,458千円	7,281千円	47,739千円

(資本的収入及び支出)

第3条 平成21年度青森県新産業都市建設事業団八戸北インター工業用地造成事業会計予算第3条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
支 出			
第1款 資本的支出	30,000千円	30,000千円	0千円
第1項 用地造成事業費	30,000千円	30,000千円	0千円

平成22年度青森県新産業都市建設事業団一般管理会計予算

平成22年度青森県新産業都市建設事業団一般管理会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ34,082千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		千円 7,572
	1 負担金	7,572
2 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
3 繰入金		6,815
	1 繰入金	6,815
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		19,693
	1 預金利子	1
	2 会館管理収入	19,692
歳 入	合 計	34,082

歳 出

款	項	金 額
1 事業団費		千円 34,082



	1 事 業 団 運 営 費	34,082
歳 出	合 計	34,082

## 平成22年度青森県新産業都市建設事業団一般事業会計予算

平成22年度青森県新産業都市建設事業団一般事業会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18,937千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 一時借入金の限度額は、20,000千円と定める。

## 第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

款	項	金 額
1 事 業 収 入		千円 18,937
	1 臨 海 収 入	11,901
	2 市 川 収 入	7,033
	3 百 石 収 入	3
歳 入	合 計	18,937

## 歳 出

款	項	金 額
1 事 業 支 出		千円 18,937
	1 臨 海 事 業 費	11,901
	2 市 川 事 業 費	7,033
	3 百 石 事 業 費	3
歳 出	合 計	18,937

## 平成22年度青森県新産業都市建設事業団金矢工業用地造成事業会計予算

(総 則)

第1条 平成22年度青森県新産業都市建設事業団金矢工業用地造成事業会計予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	262,482千円
第1項 営業収益	260,940千円
第2項 営業外収益	1,542千円

支 出	
第1款 事業費用	90,293千円
第1項 営業費用	89,975千円
第2項 営業外費用	318千円

(資本的収入及び支出)

第3条 資本的収入及び資本的支出の予定額は、次のとおりと定める。

支 出	
第1款 資本的支出	3,484,000千円
第1項 長期借入金償還金	3,484,000千円

(一時借入金)

第4条 一時借入金の限度額は、6,880,000千円と定める。

平成22年度青森県新産業都市建設事業団桔梗野工業用地造成事業会計予算

(総 則)

第1条 平成22年度青森県新産業都市建設事業団桔梗野工業用地造成事業会計予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	79,963千円
第1項 営業収益	79,956千円
第2項 営業外収益	7千円

支 出	
第1款 事業費用	113,194千円
第1項 営業費用	43,325千円
第2項 営業外費用	69,869千円

(資本的収入及び支出)

第3条 資本的収入及び資本的支出の予定額は、次のとおりと定める。

支 出	
第1款 資本的支出	597,000千円
第1項 長期借入金償還金	597,000千円

(一時借入金)

第4条 一時借入金の限度額は、4,360,000千円と定める。

平成22年度青森県新産業都市建設事業団百石住宅用地造成事業会計予算

(総 則)

第1条 平成22年度青森県新産業都市建設事業団百石住宅用地造成事業会計予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	148,815千円
第1項 営業収益	48,710千円
第2項 営業外収益	100,105千円
支 出	
第1款 事業費用	37,044千円
第1項 営業費用	36,940千円
第2項 営業外費用	104千円

(資本的収入及び支出)

第3条 資本的収入及び資本的支出の予定額は、次のとおりと定める。

支 出	
第1款 資本的支出	643,000千円
第1項 長期借入金償還金	643,000千円

(一時借入金)

第4条 一時借入金の限度額は、1,750,000千円と定める。

平成22年度青森県新産業都市建設事業団八戸北インター工業用地造成事業会計予算

(総 則)

第1条 平成22年度青森県新産業都市建設事業団八戸北インター工業用地造成事業会計予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	432,388千円
第1項 営業収益	429,540千円
第2項 営業外収益	2,848千円
支 出	
第1款 事業費用	307,735千円
第1項 営業費用	259,613千円
第2項 営業外費用	48,122千円

(資本的収入及び支出)

第3条 資本的収入及び資本的支出の予定額は、次のとおりと定める。

支 出	
第1款 資本的支出	621,000千円
第1項 用地造成事業費	30,000千円
第2項 長期借入金償還金	591,000千円

(一時借入金)

第4条 一時借入金の限度額は、3,060,000千円と定める。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭